

同時発表：東北運輸局

令和3年11月29日  
鉄道局鉄道事業課

## JR只見線（只見～会津川口）の鉄道事業許可 ～豪雨被害からの運転再開に向けて、運行と施設保有を分離します～

国土交通大臣は、JR只見線（只見～会津川口）の上下分離方式の導入による復旧に伴う鉄道事業の許可申請について、11月30日付けで許可し、同日、東北運輸局長から申請者（JR東日本・福島県）に対して許可書を交付します。

この区間は、「平成23年7月新潟・福島豪雨」で橋りょう流失等の甚大な被害を受けましたが、沿線自治体の強い意思を踏まえ、平成29年6月、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）と福島県は、運行と鉄道施設等の保有を分離する上下分離方式を導入し、鉄道により復旧することで合意し、現在、令和4年中の運転再開を目指して復旧工事が進められています。

今回の許可は、上下分離方式の導入に必要な鉄道事業法上の手続として行われたJR東日本からの第二種鉄道事業（運行）の許可申請、福島県からの第三種鉄道事業（鉄道施設等の保有）の許可申請に対して、それぞれ行うものです。

なお、許可書の交付については、下記のとおり行います。

〔参考〕 この区間の復旧工事については、平成30年6月成立の改正鉄道軌道整備法により新たに対象となった黒字事業者の赤字路線の事例として、国の災害復旧補助制度が適用されており、上下分離方式の導入などの事業構造の変更等の要件を満たすことによる補助率の嵩上げ（通常4分の1→3分の1）が行われている最初の事例になります。

### 記

- 日時 令和3年11月30日（火）10：30～
- 場所 東北運輸局（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎）
- 交付者 東北運輸局長 田中 由紀（たなか ゆき）
- 受領者 JR東日本 総合企画本部 経営企画部 担当部長 森 明（もり あきら）  
福島県 生活環境部長 渡辺 仁（わたなべ ひとし）
- 取材等 許可書交付時のカメラ撮りは可能です。

※取材を希望される報道機関におかれましては、当日10：00に仙台第4合同庁舎2階ホールにお集まりください。

### 【問い合わせ先】

#### ○鉄道事業の許可に関すること

鉄道局鉄道事業課 水野、田中、竹田

TEL 03-5253-8111(内線40343), 直通 03-5253-8532, FAX 03-5253-1633

#### ○許可書交付の取材に関すること

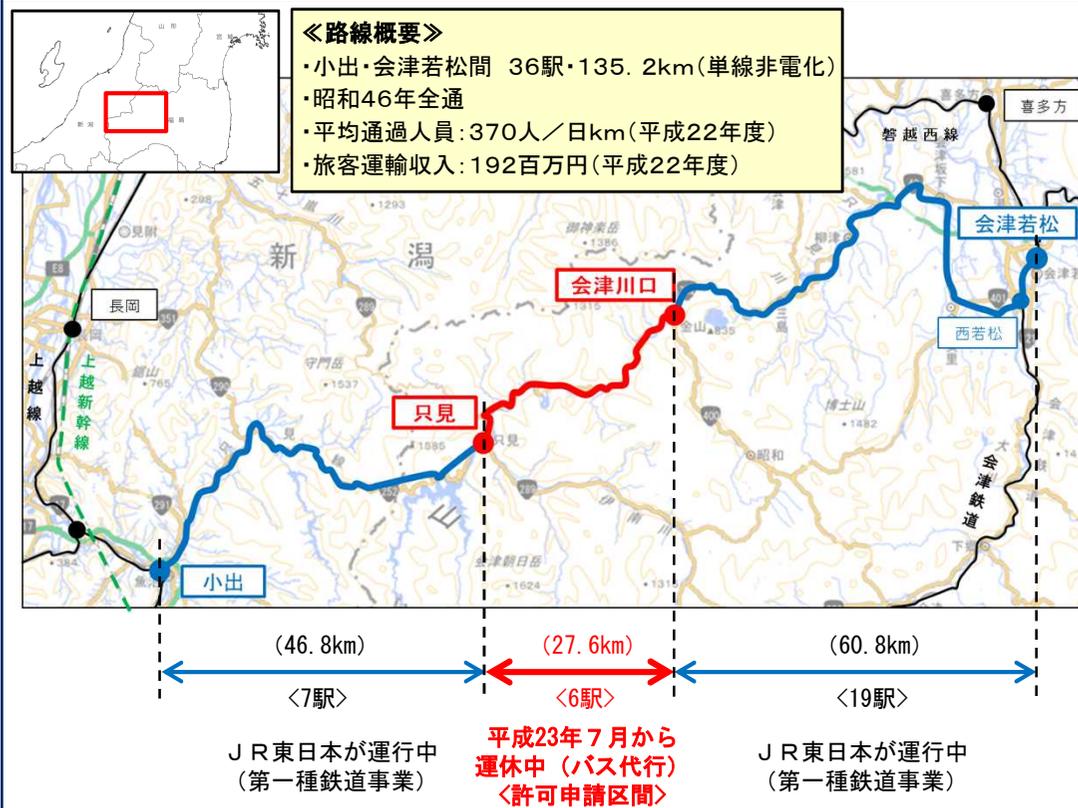
東北運輸局鉄道部計画課 岩淵、福原

TEL 022-791-7526, FAX 022-299-8810

# 只見線(只見・会津川口間)の上下分離方式による復旧に伴う鉄道事業許可について

- JR只見線(只見・会津川口間)は、平成23年7月新潟・福島豪雨により、橋りょう流失等の甚大な被害。
- 平成29年6月、JR東日本と福島県は、上下分離方式の導入と鉄道による復旧で合意し、現在、令和4年度上半期の工事完了、令和4年中の運転再開を目指して復旧工事中。 ※総工事費:約81億円(平成29年6月の復旧合意時点)  
(平成30年6月成立の改正鉄道軌道整備法により、復旧工事には国の災害復旧補助制度が適用(補助率1/3))
- 上下分離方式の導入に必要な鉄道事業法上の手続として、令和3年6月30日付けで、JR東日本から現行の第一種鉄道事業の廃止の届出及び第二種鉄道事業(運行)の許可申請、福島県から第三種鉄道事業(鉄道施設等の保有)の許可申請が行われ、今般、令和3年11月30日付けで申請通り許可を行うもの。

## 路線図



## 許可申請概要

区間	只見・会津川口間(27.6km)
申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種鉄道事業者 JR東日本(代表取締役社長 深澤 祐二)</li> <li>・第三種鉄道事業者 福島県(福島県知事 内堀 雅雄)</li> </ul>
駅数	6駅(只見、会津川口の両駅を含まない)
スケジュール(予定)	令和3年6月30日 : 第一種鉄道事業廃止の届出 第二種・第三種鉄道事業許可申請 令和3年11月30日 : 第二種・第三種鉄道事業許可 令和4年度上半期 : 復旧工事完了予定 令和4年中 : 運転再開予定

### <<上下分離方式のイメージ>>

